

令和 8 年度 新潟県小中学校等統合型校務支援システム参画に係るネットワーク変更作業業務委託 実施 設計書			調 査	
			設 計	
業 務 委 託 番 号		履行場所・納入場所		
		胎 内 市 大川町 地 内 ほ か		
	実 施 ・ 元		変 更	
設 計 額	円		円	
契 約 額	円		円	
(内 消 費 税 額)	(円)		(円)	
履 行 期 間 等	契約締結日から令和9年3月31日			
実 施 (元) 設 計 概 要	新潟県小中学校等統合型校務支援システム参画に係るネットワーク変更作業業務委託 ネットワーク変更作業業務委託 1.0式	変 更 設 計 概 要		

消費 税 総 括 表

(単位 : 円)

項 目	実 施		変 更 (1回目)			変 更 (2回目)		
	設 計	請 負	設 計	請 負		設 計	請 負	
				合 計	増減分		合 計	増減分
委託価格	(1)	(4)	(7)	(10) = (7)*(6)/(3)	(13) = (10)-(4)	(16)	(19) = (16)*(6)/(3)	(22) = (19)-(10)
委託価格計								
消費税 相当額	(2) = (1)*0.10	(5) = (4)*0.10	(8) = (7)*0.10	(11) = (10)*0.10	(14) = (13)*0.10	(17) = (16)*0.10	(20) = (19)*0.10	(23) = (22)*0.10
消費税相当額								
委 託 費	(3) = (1)+(2)	(6) = (4)+(5)	(9) = (7)+(8)	(12) = (10)+(11)	(15) = (13)+(14)	(18) = (16)+(17)	(21) = (19)+(20)	(24) = (22)+(23)
業務委託料計								

委 託 費 内 訳 書

No. 1

業務区分	実 施 設 計				変 更 設 計				適 用
	数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
新潟県小中学校等統合型校務支援システム参画に係るネットワーク変更作業業務委託									
ネットワーク変更作業業務委託	1	式							明細書第1号表
小計									
消費税相当額									
業務委託料計									

胎 内 市

明 細 書 第 1 号 表

名 称	単 位	実 施 元 設 計			変 更 設 計			適 用
		数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
新潟県校務支援システム県共同化参画に係る ネットワーク変更作業業務委託								
既存ネットワーク機器設定調査	校	9.0						9 学校分
既存ネットワーク機器設定調査	拠点	1.0						教育委員会分
ネットワーク設計	拠点	10.0						9 学校、教育委員会分
ネットワーク設定変更作業	校	9.0						9 学校分
ネットワーク設定変更作業	拠点	1.0						教育委員会分
ESETアップデート作業	式	1.0						
単位あたり	式							

胎 内 市

新潟県小中学校等統合型校務支援システム参画に係るネットワーク変更作業業務委託
仕様書

1 名称

新潟県小中学校等統合型校務支援システム参画に係るネットワーク変更作業業務委託

2 目的

令和9年度の新潟県校務支援システム県共同化参画に伴い、ネットワーク機器の設定変更作業を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

No.	学校名	所在地
1	胎内市立中条小学校	胎内市大川町 16 番 56 号
2	胎内市立胎内小学校	胎内市江上 470 番地
3	胎内市立きのと小学校	胎内市山屋 120 番地
4	胎内市立築地小学校	胎内市築地 3467 番地
5	胎内市立黒川小学校	胎内市黒川 1076 番地 1
6	胎内市立中条中学校	胎内市東本町 16 番 57 号
7	胎内市立乙中学校	胎内市大出 1773 番地 10
8	胎内市立築地中学校	胎内市築地 3713 番地
9	胎内市立黒川中学校	胎内市太田野原 62 番地 62
10	胎内市教育委員会	胎内市黒川 1410 番地

5 業務内容

(1) 無線アクセスポイントへの校務系 SSID 追加

- ・ 無線アクセスポイントに対して、校務系ネットワークの SSID を追加設定する。
- ・ 追加する SSID と既存の SSID は、異なる VLAN で論理的にネットワークを分けること。

(2) 校内ネットワーク機器の設定変更

- ・ 無線アクセスポイントに追加した校務系ネットワークの SSID から、インターネット及び胎内市役所本庁舎に設置されている校務系サーバへの接続が可能となるよう、経路にあるネットワーク機器に VLAN を設定すること。

(3) 既存環境調査・動作確認

- ・既存ネットワーク環境を調査の上、設計作業を行うこと。胎内市の承認を得た後、設定作業を行うこと。
- ・ネットワーク設定変更後、正常にネットワーク接続が出来るか現地に訪問の上、動作確認を実施すること。

(4) ESET アップデート作業

- ・アンチウイルスソフト（ESET）の現行バージョンサポート終了に伴い、表 1 ESET アップデート対象台数に対し、アップデートを行うこと。
- ・適用するバージョンは、胎内市と協議の上、決定すること。

表 1 ESET アップデート対象台数

No.	作業対象	台数
1	管理サーバアプリケーション	2 台
2	サーバ OS	10 台

6 提出書類

受託事業者は、成果物として下記の書類を提出すること。下記書類以外の書類の作成が必要となった場合は、胎内市と受託事業者とで協議を行うこと。

- ・教育ネットワーク全体イメージ
- ・ネットワーク機器一覧
- ・ネットワーク機器設定シート
- ・動作確認結果
- ・ウイルス対策サーバ詳細設計書

7 その他

- (1) 本業務の実施に必要なとなる資料は、胎内市が受託事業者へ提供する。
- (2) 本仕様書に基づく全ての作業において、胎内市が提供した業務上の情報を第三者に開示又は漏えいしないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (3) 胎内市が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に胎内市と協議の上、承認を得ること。
- (4) 業務上知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に取り扱うこと。
- (5) 上記に定めがないものやその他疑義のある場合は、胎内市及び関連業者と十分に協議を行い、胎内市の指示に従うこと。
- (6) 本件に関する業務を第三者へ委託する場合は、あらかじめ書面にて胎内市の許可を得ること。
- (7) 履行場所での作業は、月曜日から金曜日 9 時 00 分から 17 時 00 分（ただし、祝祭日は除く）とする。
- (8) 通信断の期間が最小限となるようにすること。
- (9) 本業務の実施にあたり、既存システムへの影響範囲について事前に調査を行い、必要に応じて基盤構築業者への設定変更の指示を行うこと。なお、設定変更に係る作業は、

基盤構築業者と十分に連携を図りながら実施すること。